

靖国神社に祀られなかった戦死者たちとその慰霊

—— 近代の戦没者慰霊における忠魂碑の性格の変容 ——

水谷 孝信

滋賀県立高等学校非常勤講師

1 章 はじめに

戦前・戦中の靖国神社の合祀基準の狭義の「戦死」は「軍人・軍属が国家の命に従って任務中に敵と戦って死ぬ」という定義から戦時の病死や公務死等に特別枠を広げ、一部に非軍人も含まれた。しかしあくまで強制動員の「戦没軍人・軍属の受ける特権的荣誉」という考えが基本で¹⁾、非軍人ともども戦争に貢献した犠牲に限定されていた。それは国家にとって必要な美化前提の死であった。

これに対し、地方の村や住民そして遺族は、靖国の合祀未合祀に関係なく、軍隊に入隊した兵士の死を幅広く戦死ととらえようとした。そしてその意識は個人慰霊碑、墓碑、記念碑、忠魂碑などのいわゆる戦争碑建碑の中にも表現されることになった。

この戦争碑研究は1976年からの箕面忠魂碑訴訟の争点を背景に深まりを見せ、籠谷次郎氏が戦没者碑・戦争碑に対して明治政府が宗教的行為を一切許さず「記念碑」としての忠魂碑が日露戦争後に一般化した²⁾が、1930年代に参拝を伴う「宗教碑」に変質したという理解を示された³⁾。一方、大原康夫氏は忠魂碑を全くの「非宗教的施設」と規定され⁴⁾、逆に平野武氏は政府の「記念碑」認識とは異なる忠魂碑の社会的実在としての宗教的性格を問題とされた⁵⁾。今井昭彦氏は地方の戦争碑を詳細な調査・分析から靖国と同じ性格の宗教施設・「地方の靖国」と位置づけ⁶⁾、白川哲夫氏は地方で戦死者を祀る招魂社（護国神社）や招魂祭、追弔会・村葬などを対

象に靖国が前提でない「地域性」を研究主題とされている⁶⁾。また檜山幸夫氏は碑の慰霊対象に靖国未合祀の兵士が含まれることを実証し、靖国合祀の根源的矛盾に納得しない遺族と地域社会の在り様から国家的な戦没者慰霊と地方での一般国民の戦没者慰霊の棲み分けという二元的な慰霊意識を想定されている⁷⁾

これら先行研究に学びつつ今回は滋賀県の戦没者慰霊と戦争碑について、特に靖国未合祀者から考察を試みようとするものである。従来の滋賀県の戦争碑の研究は考古学的なアプローチの考察中心で⁸⁾、県内には戊辰戦争の旧藩招魂碑から招魂社、西南戦争の「記念碑」、日清戦争から昭和の上海事変後までの忠魂碑、日中戦争期の忠霊塔といったほぼすべての時期の戦争碑・慰霊施設が存在するにもかかわらず、その歴史的性格は必ずしも明らかではない。また歴史家の中川泉三の功績とその影響によって滋賀県には戦前に編纂された「郡志」「町村志」の郷土史資料が豊富で⁹⁾、当時の地域の戦死意識、慰霊意識の把握が可能であるが、そうした研究もほとんど見られない。

まずは現存の慰霊碑や忠魂碑の調査と諸「郡志」の記述や県有文書の分析から靖国神社祭神名と地域の戦死者名との差異を明らかにし、その上で国と軍の通牒や法令を再検討して地方の忠魂碑類の宗教碑的性格を従来の研究への批判を交えて論じたい。

2 章 西南戦争の病没兵士

西南戦争では原則病没兵士は「戦死」扱いを受けず、靖国神社への合祀は無かった。しかし各村（大字）では戦闘死と病死の区別なく同じ戦死者として扱われることが多く、大正・昭和のいくつかの「郡志」編纂においても『靖国神社忠魂史』¹⁰⁾（以下『忠魂史』）の祭神名に名前が無い西南戦争の病没兵士の名前も区別なく記載されている。

戊辰戦争戦死者の彦根藩招魂碑を起源とする彦根招魂社は1878年5月に旧藩領内の西南戦争戦死者53名を合祀したが、この中にも靖国神社に祀られていない病死者4名が含まれていた¹¹⁾。群馬県の「伊勢崎招魂碑」（招魂社）や札幌の招魂社（現在の札幌護国神社）の起源とされる「屯田兵招魂之碑」にも西南戦争の病死者が祀られており、檜山幸夫氏もいくつかの西南戦争記念碑が靖国未合祀の死者を慰霊対象としていることを指摘されている。相庭達也氏は「屯田兵招魂之碑」の慰霊意識と靖国の論理との差異を札幌護国神社の「特性」と説明されるが¹²⁾、果たして特殊かどうかは検討の余地があると言えよう。

西南戦争後に建てられた大津の三井寺御幸山「記念碑」も県令の碑文に「我県賦兵の此難に殉ずる者亦百七十余人の多きに至る」とあるが、『忠魂史』の滋賀県の西南戦争靖国合祀者は156名である。また大津の歩兵第9連隊の戦死者も『忠魂史』では440名だが、14年後の招魂祭の祭文¹³⁾に468人とあり、病死者も慰霊の対象だった可能性がある。

檜山氏はこうした慰霊に天皇制国家の『『死の価値』による差別化に必ずしも納得できない国民や戦友・同僚による『死の同一性』の論理との乖離』を指摘されている¹⁴⁾。御幸山「記念碑」の前で第9連隊の兵士たちが戦友の戦死（戦闘死）と病死を峻別することは確かに考えにくく、当時靖国の論理に最も違和感を抱いていたのは他ならぬ軍隊という共同体であったと言えるのかもしれない。

3 章 日清戦争と台湾での病死・事故死の兵士

日清戦争の病没将兵も当初「戦死」と看做されず、靖国神社に合祀されなかった。ただ墓碑は当然だが、地域の初期の忠魂碑もやはり靖国未合祀の段階でも病死者を慰霊対象としていた。滋賀県では病死者の最初の靖国合祀よりも建碑が早い旧甲賀郡水口大岡寺の「日清戦役忠魂碑」、旧野洲郡祇王村永原の常念寺「（征）清忠魂碑」等がこれにあたる。

その後1898年11月から「明治二十七八年戦役中戦地ニ於テ疾病若クハ災害ニ罹リ又ハ出征事務ニ関シ死没シタル」者は「特旨ヲ以テ靖国神社へ合祀」となり、特別な合祀という差別的扱いながら日清戦争の病死者も靖国合祀の対象となった¹⁵⁾。

旧伊香郡古保利村東柳野の「義勇奉公碑」は『近江伊香郡志』が日清戦争戦没者とする2人の兵士の慰霊碑で、ともに1895年の病死である。ただ中川力蔵一等卒が8月に清国で任務中に病死した靖国の祭神であるのに対し、海軍の弓削善彌一等主帳は講和後帰還し、内地の長崎で発病して7月に死亡したため『忠魂史』に名前が無い。しかし地元では共に戦死者として区別なく扱われ、同じ時期の外（戦地）の死と内地の死の差異は遺族と村にとって受容できない矛盾であったようだ。



写真1 軍夫「記念碑」（長浜市）

さらに日清戦争の戦死・戦病死者であっても、戦場で物資等の輸送に携わった軍夫の多くは靖国神社に合祀されていない。少なくとも靖国合祀の滋賀県の日清戦争戦没者に軍夫は確認できない。しかし旧

東浅井郡朝日村の墓地の墓碑群の中に、1897年に建てられた近衛師団の病没軍夫の「紀念碑」が一基現存している。この碑は「盡忠報国」を称える文が刻まれた個人「紀念碑」ながら慰霊空間に存在している以上、墓碑同然の慰霊対象であったと考えられる。

一方、日清講和後の「台湾征討」の将兵は日清戦争と同じ「外征従軍者」扱いで、台湾での「戦死」「戦病死」は靖国合祀の対象であった。ただその終結を意味する台湾平定（1895年11月18日）以降の場合、守備任務中の抗日勢力との戦闘死は「戦死」の合祀対象となったが、罹病・病死は内地同然で対象外となった。

『官報』記事では「台湾及朝鮮国ニ於ケル戦死傷死者」の合祀は1896年5月からで、大本営解散（1896年4月）後の対象者はその後「台湾守備隊ニ於ケル戦死者」、「台湾守備土匪討伐中ニ於ケル戦死者」という表現になって1904年5月の合祀まで続くが、ここでの対象は全て「戦死傷死者」「戦死者」であり、「疾病」「災害」死を含まない¹⁶⁾。『忠魂史』第5巻の「臺灣第一期討伐」の記事で「凶害に遭ひ、また諸勤務が起因となって病気に罹り、つひにその職に殞れた者」を祭神としているがこれは正確ではなく、台湾守備中の病死・災害死は基本的に合祀（特祀）の対象外だったのである。しかし村では戦闘死と区別すべき理由はなく、この台湾での未合祀の病死者を「日清戦争戦死者」と看做す例は戦前、戦後を通じて少なくない。

旧神崎郡八日市町延命公園の「吊忠魂」碑は建碑時に軍夫3人を含む5人、後日に1人の名前が刻まれて「明治二十七八年戦役死者」の銘がある。しかし靖国祭神は2人のみで残りは病没の未合祀者と考えられ、6人全員が台湾での戦没の可能性が高い。また旧神崎郡御園村林田の「吊慰紀念碑」は、日清戦争での病死の靖国祭神と台湾守備での事故死（溺死）の未合祀者の2人の慰霊碑であるが、どちらも同じ「征清之役」の「義勇奉公」死として区別なく祀られ、公式に滋賀県知事の撰文が刻まれている。

この林田の靖国未合祀の前川與惣松一等卒は、

『神崎郡志稿 下巻』541頁で「明治三十三年六月十六日」「臺灣臺中ニテ溺死」の致命者となっているが、実は旧坂田郡西黒田村常喜の「表忠碑」の田中友三郎一等卒もその刻銘に「於臺灣明治卅三年六月十六日護衛將校於眉溪溺没」とあり、この滋賀県の湖北と湖東出身の二人が全く同日の事故での落命で上官護衛中であつたことが判る。したがって彼らの溺死は単身の不注意ではなく、任務中の集団の事故死と推定される。この靖国未合祀の2人の死をそれぞれの郷里の村は戦死同然とし、その慰霊・顕彰の碑はその後地域での忠魂碑の役割を担うことになった。

その他相当な数の台湾での病死者たちもまた地域が区別なく戦死者という意識である以上、後に建碑される忠魂碑の慰霊対象になったことは容易に想像できる。その慰霊意識は、国家の命による戦闘死にこだわる靖国神社とは対照的な死者個人本位の慰霊意識の表れでもあつた。たとえ病死・事故死であってもその「報国の精神」を称える碑は日清戦争後のナショナリズム高揚の中、地域の国民意識と「忠義」を美德とする国民精神の表現物として靖国の論理を補完していた。しかし決してそれが全てではなく、靖国に回収されない地方における個々の死者の慰霊にもつながっていたのである。

4章 戦艦「三笠」沈没事故の犠牲者とシベリア出兵時の病死者

『東浅井郡志』記載の日露戦争の戦病死者名98名の内、海軍は3名のみで全て「準戦死」「三笠沈没ニ殉ズ」とあり、戦艦「三笠」の沈没による事故死であつた¹⁷⁾。「三笠」は日露戦争時の連合艦隊の旗艦であるが、日本海海戦から3ヶ月後の9月11日に佐世保港で弾薬庫の爆発事故を起こし沈没している（のち修理され現役復帰）。この時300名以上が犠牲となったが、彼らは「公務死」ながら「戦死」認定されず、内地での事故死として靖国に合祀されなかった。北清事変後に敵の火薬処理中の誤爆で犠牲となった39名は合祀されたのだが、そこに

同じ戦時の事故死ながら内地と外地で異なる扱いとなる矛盾があったのである。しかし東浅井郡の3名は村葬が執行され、県内他郡の犠牲者も「郡志」や『日露戦役忠勇列伝』¹⁸⁾に名前の記載があり、村はあくまで戦死という認識であった。

一方『近江伊香郡志』記載の「大正三年乃至九年戦役」の戦没者7名の中で靖国合祀が確認できるのは海軍の1名のみである。海軍のもう1名は帰還後の発病と病死、残る陸軍の5名はおそらく歩兵第19連隊の「満州」（南満州）駐箚中の病死であったための未合祀と考えられる。シベリア出兵に於いて「満州」は戦地ではなかったのである。旧東浅井郡の戦没者録¹⁹⁾の同様のケースに「流行性感冒」の文字があり、当時流行の「スペイン風邪」の感染死も含まれていたようだ。

これより先彦根招魂社は1907年11月に県の日露戦争戦死者合祀祭を執行したが、この時靖国神社に未合祀の98名の神霊の招魂も行っている²⁰⁾。明らかな合祀漏れのほか、未合祀のまま「戦死」扱いされなかった死者も相当数あったと考えられる。そこに台湾での病没や「三笠」の犠牲者が含まれたのかもしれない。この時期まだ彦根招魂社の戦死意識は、村の忠魂碑同様に必ずしも靖国神社と同調してはいなかったのである。

5章 平時の兵士の事故死と病死

旧伊香郡南富永村宇根の墓地には、在営中の射撃訓練の跳弾で事故死した兵士の『彰忠碑』（1914年3月建碑）があり、連隊長の撰文の末尾に次のように刻まれている。

抑軍人之殉職以戦時與平時不可必為輕重 乃
臨戰陣而死白刃口服常務而斃其職
均是為邦家盡忠一也 然則君之死所謂名譽之
死永可傳千載以為軍人之龜鑑矣

軍人の殉職に戦時平時の軽重の差はなく国家のための尽忠は同じとし、「名譽の死」を永く伝え「軍人の龜鑑」とすると結ばれている。遺族・地域もこの殉職を戦死と同じ意義ある死と認識し、非命の死



写真2 事故死兵士の「彰忠碑」（長浜市）

に対する慰霊・顕彰意識をこの碑に表現したと言えるだろう。ただ軍民挙げての戦死同然の顕彰ながら、その「英霊」は靖国神社未合祀であった。

また同じ旧伊香郡北富永村馬^ま上（のち南富永村馬^ま上）の記録では1917年に現役の兵士が訓練中に腹部を馬に蹴られて亡くなっているが、その死亡日を「戦死日」、3日後に「戦傷死遺骨出迎え」と記している²¹⁾。遺骨到着当日村（大字）の寺で通夜、翌日「村葬執行」ともある。当然靖国神社には未合祀であるが村は戦死という認識で、5年後の戦病死者氏名表にも日露戦争の「戦死」者2人とともに名前が書き込まれていた。

その他駐屯地での脚気発病や演習中の火薬の爆発事故による死者などを戦死者とする村もあって「兵隊にとられて非命の死を遂げる」ことに戦時・平時の区別がない以上、靖国に祀られない彼らもやはり地域の忠魂碑の慰霊対象であったのである。

平時であっても死者の顕彰によってその霊と遺族を慰める構図は、狭義の「戦死」者の「戦功」に基づく靖国合祀と同じであった。そして事故死の場合、それはそもそも軍隊内の管理不行届きや不注意に起因したはずなのだが、その責任を個人の顕彰が覆い隠す作用もあり、たとえ国家が「戦死」としなくてもその「奉公」を称えることは結果的に国家や軍に利する要素があった。

であるなら国家も「戦死」と認めればよいようなものだが、全くの平時ではそうはいかなかった。平時の病死・事故死者の靖国合祀は戦場での「戦死」との差異を曖昧にし、かえって「戦死」の名譽の価

値を減じると考えられたからである。明治の八甲田山雪中行軍遭難事件の取調委員会では「平時の災害で死んだ者を祀るのは玉石混交の嫌いがある」との反対意見もあって遭難者は合祀されなかった²²⁾。そこでは慰霊よりも名誉顕彰が明らかに優先されていた。その上平時の事故はどうしても「誤り」や「失敗」が問題となり、被害者の自己責任を問う必要があったのであろう。天皇が下す命令に「失敗」があってはならず、問題が起これば指揮する上官や兵士個人の責任となる。しかし靖国合祀と叙勲は死の責任とは次元の異なる荣誉であり、あくまで死者の「戦功」「手柄」への「褒美」でなければならなかった。それは「過ち」や「失敗」とは無縁である必要があったのである。

6章 忠魂碑の性格―非宗教的「記念碑」説への疑問

籠谷次郎氏の論文が明治政府による忠魂碑の宗教色排除の論拠としたのが、1886年の「社寺仏堂等ノ創設取扱ニ関スル件」（内務省訓第397号）第5条²³⁾の規制「官有地ニ記念碑建設セザルコト」である。そこでは国家に功労のある者、生存者を対象としない、公衆への感化を与えることを例外の許可条件とし、確かに宗教色を排除した。しかし記念碑の対象が戦死者の場合、建碑に慰霊意識が伴わないということは考えにくい。そもそも記念碑には宗教行為を伴う慰霊碑や鎮魂碑も含まれ、事故や災害の犠牲者の碑と同様に戦死者の記念碑も当初から宗教碑の性格を有したはずである。この訓令に「建碑出願ノモノ」が「一家ノ追善ニ止リ一般公衆ニ影響セサルモノ多シ」とあることはまさに建碑出願する側が記念碑をそのように（追善供養の対象と）認識していたからに他ならない。

籠谷氏はこれを「官の理解」と「民の理解」の違いとされるが、1896年にこの訓令の「官有地」の部分「官有社寺境内地」と改正されたのも、日清戦争終結に伴う戦病死者のための建碑申請が宗教的空間の社寺境内に増えることを国が想定したからで

あろう。つまり多くの碑が宗教碑の性格を持つと認識した上での規制であり、国は宗教碑の宗教的要素を排除しようとする矛盾に満ちた姿勢をとったことになる。それはまた戦死者を靖国の祭神としておきながら、地方の村々では祀ってはならぬという矛盾でもあった。

その理由は、この訓令全体が社寺・仏堂等の創設や再興、神社の新規社格や祖霊社の創設等を禁じる宗教施設の制限令であることにあった。1884年の「内務省事務報告・社寺事務」の社寺興廃の項²⁴⁾では寺社・仏堂・祖霊社・遥拝所等の創立再興と公称の認可は176件で「新社寺ノ愈増加スルニ随ヒ古社寺ノ愈衰微ヲ来スハ必然ノ勢ニシテ」「民産経済上ニ於テモ益スル所ナク終ニ新古均シク衰微ヲ招ク」と表現されている。次の年から認可は210件、363件とさらに増えているが、1887年度には250件を超えたものの大半が熊本県の申告漏れと北海道で、それ以外の府県では「僅々数社寺ニ過キズ」、それは「明治十九年六月第三百九十七號ヲ以テ社寺ノ創立再興復旧ノ制限ヲ各府県（北海道庁沖縄県ハ除ク）ニ訓令シタルノ結果ナリトス」²⁵⁾とあり、訓令の成果が報告されている。

国にとって寺社、とりわけ神社の荒廃は避けねばならず、信徒の経済負担からもその増加は抑えねばならなかった。それは記念碑にも通じ、その権威・神威を保つためにも建碑制限が求められ、そのため非宗教性が条件にされたと考えられる。この第5条は「宗教色を排すべし」としながら実は記念碑も訓令対象の宗教施設と白状しているような規制であり、「記念碑は多くが宗教碑であるから官有地（のち官有社寺境内）での建碑は認めない」ただし「功績ある者の記念碑は宗教色を排したものに限り認める」と読めるのである。

これによって建碑数が抑えられ、碑文が功績中心となったことは容易に想像でき、また滋賀県で「（紀）念碑」銘の戦没者碑が1900年前後に多いのもこの訓令の影響であろう。ただし建碑後の記念碑における宗教行為の有無はそれとは別の問題であった。

官有地の建碑数を制限しても、その後の記念碑の

宗教行為の取締りなどが果たして徹底できたのであろうか。国や府県の詮議は建碑の申請書類上であり、建碑後の碑文の削除・変更や儀式禁止は確認できない。国は建碑数制限の意図しかなく、建碑後の宗教行為規制には消極的であったとしか思えない。新宮譲治氏が「訂正指示を無視した碑文」とされた浦和市の「利根澤喜一郎之碑」の例²⁶⁾も新宮氏が説く「民衆支配の困難さ」の証左ではなく、申請時の碑文の検閲の厳しさに対し建碑後の碑に国・府県がほとんど無関心であったことを意味している。この時、国が排除しようとしたのは碑の宗教性そのものではなく、あくまでその神威を貶める碑の「遺棄」「荒廃」だったのではないだろうか。

前述の滋賀県の寺院の忠魂碑の前で、住職の読経や追弔会が一度も執行されないということは考えにくい。日露戦争後に長野県上伊那郡の高遠公園に戦利品下付を申請した文書には、日清戦争後建碑の招魂碑が1899年春の招魂祭以来「毎年同日ヲ以テ例祭ト定メ」奉祀と記されている²⁷⁾。申請が宗教的でない記念碑であっても、事実として宗教的祭儀を伴う忠魂碑類が建碑されるのは、そう珍しいことではなかったと思われる。



写真3 「日清戦役忠魂碑」大岡寺（甲賀市）

日清戦争後の兵士の碑には、国家が求める「忠君愛国」の国民意識と道德観が色濃く表現されていた。ただ「忠魂」「表忠」の碑銘や碑文での忠節の賛美・顕彰は靖国の論理と通じつつも地方ナショナリズムと若者の「あつてはならぬ非命の死」の代償として強調されたもので、単なる記念ではなく「そうしなければうかばれない」慰霊意識と不可分の関係に

あった。そしてその代償の意識は「悲しむべき」非命の死意識を浮かび上がらせ、一種厭戦や非戦の意識につながる可能性もあった。

日露戦争が始まった1904年12月の内務省宗教局長・神社局長の通牒²⁸⁾が、戦没者個人の社寺境内の記念碑建碑に「一種ノ弊害ヲ醸成スルニ至ルヤモ計難キ義」から「一定ノ時機ヲ待タシムル」規制をかけたのも、籠谷氏は経済的な理由と共に「厭戦感を伴う感情の醸成」を避ける目的があったからとされている。

7章 日露戦争後の建碑規制と忠魂碑

次いで日露戦争後の1906年6月の通牒²⁹⁾で、国は内務省訓第397号の官有社寺境内への記念碑建碑許可を府県知事の専決に移譲した上で「神社境内ニ在リテハ単ニ招魂碑、忠魂碑、弔魂碑、忠死者碑ト称スルモノ、如キ墓碑ニ紛ハシキモノハ許可セラレ難キ儀ト御諒知相成度、依命此段及通牒候也」と、神社境内に招魂碑、忠魂碑類の建碑を禁じた。同時に同一記念碑は一市町村の社寺境内一か所という制限も通達している。

籠谷氏はこの規制が墓碑と異なる（宗教碑でない）忠魂碑登場につながったとされた。しかしこの通牒は「招魂碑、忠魂碑という墓碑に紛らわしいもの」の禁止であり、墓碑と明確に区別される「紛らわしくない」忠魂碑は想定されていない。そこでは形や大きさではなく、墓碑と同じ慰霊行為の「紛らわしさ」を問題にしたと思われる。国は宗教行為を伴う忠魂碑類を神社境内に禁じたのであり、それは前述したように通牒以前に許可された記念碑の中に実はそうした「紛らわしいもの」が含まれていたことも意味していた。国は膨大な日露戦争の戦死・戦病死を受けて、こうした宗教碑の建碑が避けられないことを理解した上でこの通牒を出した。この時国は神社境内でその建碑を禁じる一方、神社境内以外（寺院、道路、公園等）では禁止しなかったのである。この頃岡山県の旧笠岡町では神社境内の二基の招魂碑が古城山山上に移され、そこにさらに「日露

戦役記念碑」と供養塚が建てられて招魂祭が執行されている³⁰⁾。これは明らかに宗教碑の神社からの分離であろう。この通達以降、戦死者慰霊のための碑は神社境内の外に増加したと考えられる。

籠谷論文が「墓碑と紛らわしき」大きさゆえの不許可とした埼玉県行政文書の忠魂碑申請が村社境内であるのに対し、許可の碑が寺院の不動院境内であったことも、実はその大きさとは無関係の結果だったのではないだろうか。また平野論文の同じ行政文書の「郷社前玉神社境内記念碑并忠魂碑建設願」で、住民が記念碑建碑は境内、忠魂碑は「境外民有畑地」と分けているのもこの認識によるものと思われる³¹⁾。



写真4 笠岡古城山公園招魂碑絵葉書

神社境内での忠魂碑禁止は、その墳墓同然の意識や死者への慰霊や招魂祭がその社の主神の神威を侵すからであり、しかも「神社は宗教に非ず」という国家方針からの当然の措置であった。この禁止指示はまさにそれらが慰霊を伴う宗教碑であることに起因し、それゆえ「非宗教の神道」とは相容れないと国が認識していたことを示している。

この通牒の32年後の日中戦争戦死者の建碑規制³²⁾にも「特ニ神社境内ハ之ヲ避クルハ勿論」とある。これが1906年以來の大原則と感じられ、そこに「紛らわしくない」碑の想定は考えられない。とすれば、明治末から昭和・戦中期までの忠魂碑のほとんどは神社境内外の建碑で、なおかつ国はそれを慰霊対象の宗教碑と認識していたことになる。

実は戦前の滋賀県の神社忠魂碑の多くは厳密な意味での境内ではなく、境内の横の公園、道を挟んだ反対側、社頭の小丘、参道脇の山腹等の場所に建つ。

旧蒲生郡八幡町の日牟禮八幡宮忠魂碑は民有地の宅地361坪と山林15歩の敷地に建てられたことが確認できるが³³⁾、こうした神社の建碑が実際は境内ではなく県の許可不要の「境外民有地」だった可能性がある。前述の平野論文の「郷社前玉神社境内記念碑并忠魂碑建設願」でも、埼玉県は「忠魂碑ハ境外民有畑地ニ属スルヲ以テ之ヲ除キ記念碑ノミ詮議相成候」としている。

日露戦争後の戦利品下付の1910年前後の申請書類が「アジア歴史資料センター」採録の防衛省防衛研究所史料に多数含まれている。そこでは神社境内は「記念碑」の表現が多いが、公園や寺院の碑への下付申請には堂々と「招魂碑」「忠魂碑」の語が使用され「春秋二季ニ祭典ヲ施行」「毎年招魂祭執行」、遺族や有志が「参拝シ死者ノ英霊ヲ慰メ」「忠死者ノ英魂ヲ慰ムル為メ忠魂之碑ニ対シテ祭典ヲ行フ」といった文言でその宗教性を隠すことはない。ほかに境内ではない「境内傍地」「神社付属地」などの語も散見され、各地の戦前の神社忠魂碑の建碑位置が厳密な意味で境内かどうかは再検討が必要と思われる。

しかしこの1906年の通牒でも内務省訓第397号が示す非宗教的条件はそのままであり、一市町村一か所の指示は従前の建碑制限の基本方針を継承している。この時愛知県の内務部長は郡市長への通牒で、建碑申請の際に「維持ノ方法ヲ設定ノ儀ハ此際尚一層御注意相成度」と伝えている³⁴⁾。日露戦争は戦死者の神威をより一層高め、何よりその維持は建碑規制の第一義であった。ただし国が「宗教碑が持つ慰霊意識は神道・神社境内にはそぐわない」という認識を持っていたことは疑いが無い。

この1906年9月19日には、もう一件「記念碑等建立ニ関シ内訓ノ件」³⁵⁾という陸軍の通達があった。そこでは戦友への慰霊意識に理解を示し、戦死者の靖国合祀の栄誉を称えた上で「復曷ンソ私費ヲ擲テ如上ノ企ヲナスノ要アラシヤ」と問い、記念碑や招魂祠を建設しても「其保存維持ノ法未タ必シモ確實ナル能ワサルノ事情ナキニ非サル」とその維持・保存の不確実性を説き、「反テ忠魂神威ヲ瀆スニ至ルアランモ亦知ル可カラス」として「招魂祠記

念碑等ノ設立ハ一切止ム可シ」と指示している。

これも他と同様の記念碑建碑規制だが軍用地と軍人を対象にし、靖国合祀があれば地方での建碑は不要という論理で、従来の記念碑の荒廃＝神霊の冒瀆を防ぐ理由が補強されている。個人碑の想定の様だが、この「靖国合祀で十分」の論理は理屈の上では忠魂碑類一般の建碑規制にも通用し、それがこれらの碑のいわゆる「村の靖国」説と全く逆の論理であることに注意が必要だろう。また記念碑の非宗教性は語られず、「忠魂神威」の語は成仏した仏や祖霊を超越した高い神格を感じさせる。そしてここでは招魂祠・記念碑はこの「忠魂神威」を称揚するのではなく、むしろ「危うくするもの」と認識されている。

さらに1907年には秘甲第16号神社局長依命内牒「招魂社創建に関する件」³⁶⁾によって招魂社創建が厳格化されたが、ここでも靖国祭神の「忠魂神威」の維持が図られ、招魂社創建は厳しい条件で極力制限されている。この段階で、国は忠魂碑建碑や招魂社創建を警戒こそすれ、決して積極的に奨励はしていないのである。

8章 国民教化と忠魂碑の変容

しかしながら膨大な日露戦争の戦死者数は、当然多くの個人碑と忠魂碑の建碑を促した。また戦利品貸与や下付申請も早くから始まり、1910年前後には陸軍大臣名での戦利品奉納のための下付が全国で展開した。その背景に日露戦争後の軍や国家に対する国民の不信や反発があり、国は1908年の『戊申詔書』によって社会不安を是正し、国家に必要な道徳を国民に求めた。「戦利品奉納」の策もまたその一環であったが、同時に戦死者の慰霊・顕彰、忠魂碑や招魂碑の建碑とその招魂祭も軍事思想と国民精神の教化に資することを国は認識するようになったと考えられる。

この認識の延長線上に1913年の内務省令第6号『官国幣社以下神社ニ関スル総則』³⁷⁾第2条「別格官幣社靖国神社ノ祭神ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ縁故

アル地方ノ招魂社ニ合祀スル事ヲ得」という条文があったのではないだろうか。それまで地方招魂社での戦死者の合祀・招魂を「私祭」として規制していた内務省が公認に転じ、そこに国民教化の意義を認めたのである。そのことはもっぱら建碑数制限だけにこだわってきた内務省の地方の忠魂碑に対する認識の変化にもつながったと思われる。それはこの内務省令第6号の第26条の建碑規程によって、宗教碑申請を禁じた1886年の内務省訓第397号が廃止されたことでも明らかであろう³⁸⁾。

この第26条は従来の建碑制限をそのまま継承しているものの、官国幣社以下の神社に限定したもので、寺院や公園、民有地等は対象外であった。1906年通牒の神社境内以外での事実上の宗教碑（忠魂碑類）の建碑容認を追認するとともに、内務省訓第397号の「官有社寺境内」の建碑制限との矛盾を解消する意味がそこにあり、なおかつ翌年の大正天皇即位の「御大典」記念の建碑運動が予想されていたと考えられる。

「御大典」は照憲皇太后の急逝のため一年延長されたが、この一種の規制緩和で奉祝記念事業として神社境内以外での在郷軍人会分会の忠魂碑建碑運動が全国で展開した。また1917年以降は小学校敷地の忠魂碑類建碑も国が府県の認可を認めており³⁹⁾、そこに靖国の国家的慰霊との連動、「忠君愛国」の国民精神養成の意図をうかがうことができる。

9章 忠魂碑に対する慰霊意識と感謝意識

籠谷氏は忠魂碑の宗教碑への変質の事例として1930年代の小学校の参拝行事を挙げられた。ただその端緒は既に明治末からあり、日露戦死者の村葬への児童の会葬を村が定め、旧東浅井郡の小谷小学校の沿革誌には1914年の陸軍記念日に「記念式後、本村出身戦死軍人各墓地へ参拝」とある⁴⁰⁾。この式典と墓地参拝はもちろん秋の「御大典」を意識した行事であったが、学校からの距離が配慮されて学年ごとに参拝墓地が分けられたため、子どもたちは全く知らない名前の戦死者の墓参をすることになっ

た。そこでは故人への慰霊よりも天皇崇敬と没個人的な軍人一般の顕彰・賛美の色濃い行事となった。

そして2年後の陸軍記念日に「記念式挙行、表忠碑参拝」とあり、この間に小谷村の「表忠碑」がおそらく「御大典」記念で建碑されたことがわかる。見ず知らずの戦死者の墓前や忠魂碑前で子どもたちが心から慰霊や供養をするわけではなく、教師から兵士の武勲談を聞いて「崇敬」と「感謝」を求められたと思われる。この没個人的な兵士一般への「崇敬」「感謝」の対象の意味が強まったことが、この時期以降の忠魂碑の特徴であった。

忠魂碑の前で病気や事故ではなく「勇ましく敵と戦う兵士」の姿を想像して「崇敬」し、その活躍で守られた国家と自身を意識して「感謝」する、それはのちにデモクラシーの世相一般の「時弊」に対抗して1920年代に国や軍、そして忠魂碑建碑によって「思想善導」「尚武心向上」を進める在郷軍人会が男女問わずに求めた「報国」の国民精神であった。1924年の旧犬上郡高宮町分会の廃兵器下付の申請文書⁴¹⁾は「近時世道人心ハ著シク廢頽シ就中日清日露ノ大戦ニ於テ國難ニ殉セシ我忠勇ナル同胞将卒ニ対シ謝恩的思想ハ殆滅却サレ亦敢テ顧ミルモノ無之」と、戦没将兵への「感謝」の念の再生を強く訴えていた。そこに民力涵養・国民精神作興の国家の意図と、それがなかなか一般化しない厳しい現実があったのである。

これに対し遺族や村はたとえ勇ましく敵と戦わずとも、病死や事故死でも、脚気やスペイン風邪でも、射撃訓練の跳弾で、あるいは馬に蹴られての落命でも、その義勇奉公の精神を称えて死者を慰霊しようとした。そこには「勲功への感謝」の念は不要であった。昭和の上海事変で捕虜となり、除隊・帰郷後に自決した未合祀の西尾甚六少尉のために故郷の大字の川道(旧東浅井郡大郷村)は慰霊碑を建てた。この碑も必ずしも好戦的態度には結びつかない非命の死への哀悼の念を表現している。西尾少尉もまた村の忠魂碑の慰霊対象であっただろう。忠魂碑は戦死者の「報国」精神顕彰では共通しながら、靖国の国家的慰霊と非命の死を悼む地方の国民的慰霊を包接する二元的な性格を有したのである。

ただデモクラシー高揚に対抗すべく始まった国民精神作興の運動は、昭和「御大典」から満州・上海事変にかけてより強化され、諸学校の忠魂碑参拝は完全に行事化されていった。しかしそれらは没個人的意識であるがゆえに、終結した戦争の戦死者一般に対する当事者感の希薄な外野応援団的な軍人援護活動にとどまるものであったようだ。

10章 忠魂碑の変質

これが大きく変質するのが日中戦争勃発後の国民精神総動員運動と「一日戦死」の忠霊塔建設運動の時期であった。もはや国民が外から軍人を応援する時代ではなく、戦争当事者となって「戦死」を覚悟する「非常時」に突入していた。日中戦争の戦死者の日々の増加は、当然個人慰霊碑や忠魂碑の建碑増加を予想させた。1938年2月16日、内務省は記念碑の建設について個々の建碑を抑え、前述の如く「特ニ神社境内ハ之ヲ避クルハ勿論」として市町村の全戦死者合同の一基建碑の通牒を府県に出している⁴²⁾。

そしてこの1938年からは年2回の靖国神社臨時大祭の天皇の参拝時間に合わせて全国民が一斉に黙祷を捧げることが指示(強制)された。そこで「英霊」は「現人神」自身が拝礼する至高の祭神、「戦死」は天皇が「感謝」する最高の美徳であることを国民は認識したのである。それに伴い忠魂碑は死者の慰霊ではなく、究極の神格化を果たした「英霊」への「崇敬」と「感謝」、そして自身の殉国の覚悟自覚の対象へと変化した。

翌1939年の忠霊塔建設を進める「大日本忠霊顕彰会」発会式次第には「英霊感謝黙祷」と共に「出征将士感謝黙祷」があった⁴³⁾。黙祷は過去の戦没将兵のみならず現在の生者の将兵にまで捧げられた。当然そこに慰霊の意味は全く無く、ひたすら軍人への尊敬と「感謝」が求められたわけである。この「感謝」の肥大化は「武勲」意識の肥大化であり、それは「戦死」=忠義の美徳=「お役に立って何より」という意識の増幅を促した。もはや国は「報

国」の精神よりも「戦死」そのものを賞賛する必要に迫られていた。そしてその意識は「あってはならない非命の死」の対極に位置していたのである。

「死んで忠義を尽くす」意識は明治からあったが、「御真影」を護持して校長が焼死する事件等を通じて「生きて忠義を尽くすべし」という意見は大正末でも公然と新聞に投書されていた。1921年の長野県の小学校の当日日誌には「陛下は赤子を一人たりとも現世に多く御持ちになる事を御喜と拝察し奉る」「陛下は紙片一枚に人一人を死なせることを望み給ふであろうか」「『お前たちは朕の為に命を捨ててはならぬ』とおふれをお出しなされば私達は皇室の尊厳と有難さをもっと感ずるであらふ」と書き込まれていたのである⁴⁴⁾。しかしこの意識は満州・上海事変の頃から封じ込まれ、日中戦争期にその否定は決定的になっていた。

1939年2月2日内務省は「支那事変ニ関スル碑表建設ノ件」⁴⁵⁾という通牒を発し「忠魂碑表忠塔等ノ記念碑又ハ戦没者ノ遺骨ヲ納ムル所謂忠霊塔等ノ建設ニ付テハ何レカ一方ニ止メ」、「私有地ハ之ヲ差控ヘシムルコト」と明記し、遺骨を納める忠霊塔については地域の規制緩和の配慮を求め、「遺骨ヲ納メザル記念碑」は「神社ノ尊厳及風致ヲ害セザルモノニ限り府県社以下ノ神社境内ニハ之ヲ建設スルモ支障ナキコト」とした。

ここでは本来異質の宗教施設の忠魂碑と忠霊塔が慰霊の要素を捨象され、国にとっては同じ「英霊」崇拝の対象物になっていた。また私有地建碑を避けて公的性格が明確にされ、同時に前年まで禁止していた神社境内での忠魂碑類の建碑を認めている。これは「英霊」神格化で忠魂碑がもはや「墓碑ニ紛ハシキモノ」でなくなり、境内社並みの神格を得たという認識もその理由であったと考えられる。この時山口県からの前年通牒との矛盾の「疑義」の問い合わせ⁴⁶⁾に、神社局総務課長は従来の「記念碑」規制の範囲内で「已ムヲ得ザル事情ノモノ」に限るとしたものの、忠魂碑禁止は明言していない。あえて「遺骨ヲ納メザル」と断り、前項に「忠魂碑表忠塔等ノ記念碑」とある以上、この条文の境内「記念碑」は忠魂碑類を指すと考える方が自然だろう。

1941年発行の『神社法』の中の「戦没者の功績を頌揚する施設として、従前行はれ来たった忠魂碑・表忠塔の如き単純なる記念碑」⁴⁷⁾という理解も、新しい通牒から導かれたものと考えられる。

同じ1939年に制定の『宗教団税法』には神社神道の規制は一切なく、明治以来の「神社は宗教に非ず」という認識が徹底されていた。その神社境内での忠魂碑の承認とは、それがただの慰霊対象ではなく「英霊神への崇敬・感謝」という神社神道と同格の「宗教ではない国家祭祀」の対象物となったことを意味した。それは各地の招魂社の靖国末社化を意味する、やはり同年の護国神社制度の成立とも通じていた。明治以来慰霊意識の宗教性ゆえに神社境内から排除されていた忠魂碑の性格は転換した。つまり国家はここで初めて「忠魂碑は宗教碑ではない」と定義したのである。しかしそこに神社を非宗教施設、神道を非宗教的国家祭祀とするのと同じ無理と矛盾があったことは言うまでもない。

11章 むすびにかえて

この忠魂碑の変質＝慰霊碑から「英霊」を至高の祭神とする国家的祭祀の碑への転換によって、やがて忠魂碑は「米英撃滅祈願」「香港陥落祝勝参拝」といった慰霊とは異次元の神社級の宗教行事の対象にもなった。しかしそれでも読経と念仏、供養の意識は消えることなく、武勲なく靖国未合祀の将兵たちも忠魂碑の慰霊対象であった。また市町村一基の規制に逆らう様に大字独自の忠魂碑を建碑する村も現れた。そこに国家的祭祀とは別の、「それでは満足できない」増え続ける死者への村の慰霊意識をうかがうことができる。戦死の不可避性からそれを天命とする「死んでもらわねばならない」国家の慰霊は、非命の死意識からの「死んでもらっては困る」国民の慰霊を駆逐することはできなかったのである。

こうした地域の国民的慰霊は確かに国家的慰霊を補完したが、「あってはならぬ非命の死」意識が戦争を非とする要素を含み、逆に「過ち」に対する補償を求めるベクトルも持ったことは確かであろう。

「手柄」や「勲功」とは全く無縁となった戦後の戦死者慰霊にその意識は強かったに違いない。戦後、旧神崎郡永源寺町石谷の「殉国碑」には艦載機空襲で亡くなった2人の幼い兄弟の名前が刻まれた。また旧東浅井郡の戦死者録には、サイパンで日本軍と運命を共にした若い両親と幼児や、戦後の復員作業の事故で殉職した17歳の日赤看護師の名前が記載されている⁴⁸⁾。靖国とは無縁の民間人の犠牲を戦死と同列に扱おうとするこの思想は戦死と戦災死を限りなく接近させ、裁判において戦争の民間被災者の国家補償を認めない「受忍論」の矛盾を浮き彫りにしている。

しかしその一方で、忠魂碑にひたすら「英霊への感謝」を求める靖国の思想が色濃く残っていることもまた事実である。靖国の問題とは、そこに「戦争の過ち」の意識がなく、国家の責任からは遠い存在であったことであろう。それは戦後も変わらず、そこに自国民に対する謝罪や戦争の反省の認識は全く欠落している。「英霊への感謝」にA級戦犯への

「感謝」が含まれたことは、この矛盾をより顕在化させた。A級戦犯を「神」として合祀する目的は実は「慰霊」ではなく、その背景に「非命の死に対する慰霊」だけでは合祀を認めてこなかった、したがって戦争責任を認識してこなかった靖国神社の負の歴史があるように思えるのである。

現代における「戦没者の非命の死を悼んでの慰霊とは何か」を思う時、それが戦争責任と不可分の関係にあるとすれば、答えはおそらく今を生きる私たちの未来への責任であろう。「あつてはならぬ」非命の死の膨大な数の死者たちが望み求めるものは、決して自身への「崇敬」や「感謝」などではないはずだからである。

【注】

- 1) 赤澤史朗『戦没者合祀と靖国神社』吉川弘文館 2015年 63～65頁
- 2) 籠谷次郎「戦没者碑と『忠魂碑』」『歴史評論』406号 1984年
- 3) 大原康夫『忠魂碑の研究』暁書房 1984年
- 4) 平野武「忠魂碑の性格に関する議論について」『政教分離裁

表1 本稿で取り上げた滋賀県内の戦争碑

碑銘	場所と建碑時期	現地名	備考
記念碑	大津別所村 1878年11月 三井寺御幸山	大津市 園城寺町	歩兵第九連隊の将校たちが建設した西南戦争戦死者の慰霊碑
記念碑	東浅井郡朝日村 1897年4月 墓地内	長浜市 湖北町	台湾で戦病死した軍夫の個人碑
日清戦役忠魂碑	甲賀郡水口町 1898年10月 大岡寺	甲賀市 水口町	郡内の各宗寺院と有志が建設した郡の日清戦争の忠魂碑
(征) 清忠魂碑	野洲郡祇王村 1897年8月 常念寺	野洲市 永原	住職と檀信徒たちが建設した日清戦争の忠魂碑
義勇奉公碑	伊香郡古保利村東柳野 1903年10月 売比多神社前	長浜市 高月町	日清戦争の戦地と内地の戦死者二名のための大字の慰霊碑
吊慰記念碑	神崎郡御園村林田 1900年12月 香林寺	東近江市 林田町	日清戦争と台湾での戦死者の大字の慰霊碑 日中戦争の戦死者名も追刻
表忠碑	坂田郡西黒田村常喜 1897年4月 熊岡神社脇	長浜市 常喜町	日清戦争を契機にした大字の忠魂碑 日露戦争戦死者まで追刻
吊忠魂	神崎郡八日市町 1899年9月 延命公園	東近江市 八日市松尾町	台湾での戦死者5名のための忠魂碑 1名を後日追刻
彰忠碑	東浅井郡南富永村 1914年3月 街道沿い	長浜市 高月町	平時事故死の兵士の個人碑 三回忌の年に父親が建立
表忠碑	東浅井郡小谷村 1916年頃 小学校近くの山中	長浜市 小谷丁野町	大正「御大典」記念の建設 1940年忠霊塔建設のため撤去 現存せず
忠魂碑	蒲生郡八幡町宮内 1924年頃 日牟礼八幡宮前	近江八幡市 宮内町	1923年12月に民有地寄付を町議会が採択 戦後撤去され現存せず
西尾甚六君碑	東浅井郡大郷村 1934年頃 川道区道路沿い	長浜市 川道町	上海事変で捕虜となり、帰還後自殺した少尉の慰霊碑 近年撤去
殉国碑	神崎郡永源寺町 1979年3月 公民館敷地	東近江市 石谷町	戦後建碑の石谷地区の戦死者慰霊碑 空襲死の幼児二人の名前も刻銘

判と国家神道』法律文化社 1995 年所収

5) 今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』東洋書林 2005 年

6) 白川哲夫『「戦没者慰霊」と近代日本』勉誠出版 2015 年

7) 檜山幸夫「日本の戦没者慰霊と戦争記念碑の系譜」『中京法学 50 巻 3, 4 号』2016 年

8) 辻川哲朗『滋賀県における近現代戦争記念碑』滋賀県文化財保護協会『紀要』27 号 2014 年、松室孝樹「明治山と旅順——乃木希典を求める人々——」同 25 号 2012 年など。

9) 中川泉三が編纂した『近江坂田郡志』（坂田郡 1913 年）、『近江蒲生郡志』（蒲生郡役所 1922 年）、『近江愛知郡志』（愛智郡教育会 1929 年）、『近江栗太郡志』（栗太郡役所 1926 年）のほか『近江伊香郡志』（富田八右衛門編 江北図書館 1952 年 1922 ～ 47 年編集）や『神崎郡志稿』（神崎郡教育会 1928 年）等がある。

10) 『靖国神社忠魂史 一～五』靖国神社社務所 1933 年

11) 滋賀県立公文書館史料 明す 583 「従軍殉国の者招魂社墳墓等取調の義に付上申（添付、私祭招魂社明細帳）」

12) 相庭達也「屯田兵の戦没者慰霊と遺族扶助」『北方人文研究』12. 2019 年 13 頁

13) 鉅鹿敏子『史料県令籠手田安定Ⅱ』丸ノ内出版 1976 年 534 頁

14) 前掲檜山論文

15) 『忠魂史』第 5 巻「余誌」50 頁の「合祀祭祀事」（『官報』記事抜粋）

16) 『忠魂史』第 5 巻 49 ～ 52 頁 同

17) 『東浅井郡志 巻三』東浅井郡教育会 1927 年 584 頁

18) 『日露戦役忠勇列伝 滋賀県第一号、二号』忠勇顕彰会 1921,2 年

19) 『悲しみを越えて 英霊と遺族の記録 1 ～ 11』細江賢三編 1966 ～ 1975 年

20) 『大阪朝日新聞京都附録』明治 40 年 11 月 16 日 彦根招魂祭祀事

21) 栗原基『馬上村の明治大正昭和 応召復員戦死の記録』1995 年 131 頁及び 145 頁

22) 秦郁彦『靖国神社の祭神たち』新潮選書 2010 年 61 頁

23) 明治 19 年 6 月 4 日内務省訓第 397 号「社寺仏堂等ノ創設取締ニ関スル件」

24) 25) アジア歴史資料センター HP（以下アジア歴史 HP）「社寺事務 社寺興廃」JACAR Ref.A07061686900、記録材料・内務省事務報告及び Ref.A07061708100、記録材料・功程報告・内務省（国立公文書館）

26) 新宮譲治『戦争碑を読む 改訂版』光陽出版社 2001 年 65 頁

27) アジア歴史 HP「戦利品下附の件（三件）」JACAR Ref.C04014302900、壹大日記 明治 40 年 11 月（防衛省防衛研究所）

28) 「官有社寺境内へ記念碑建設の件（通牒）」内務省警保局文書 内務大臣決裁書類 明治 37 年 12 月 26 日（国立公文書館デジタルアーカイブ）

29) 明治 39 年 6 月 15 日神社、宗教局通牒社甲第 9 号ノ内「境内記念碑建設取扱方ノ件」

30) 現存する二つの招魂碑に天満神社からの移設の刻銘があり、発起人小川富太郎氏発行の絵葉書に移設と「日露戦役記念碑」新設の経緯と招魂祭執行の説明文がある。

31) 前掲平野論文 110 頁

32) 昭和 13 年 2 月 16 日警保局警発甲第 14 号「支那事变ニ関スル招魂社又ハ記念碑ノ建設ニ関スル件」。ここでは個々の建碑を規制し、神社境内の建碑を禁止している。

33) 『滋賀県八幡町史』中 八幡町 1940 年 248 頁

34) 明治 39 年 9 月 15 日兵第 1361 号「記念碑建設ニ関スル件」愛知県内務部長ヨリ郡市長宛『愛知県令規集：参考条文挿入加除自在第二』現行法規出版社 1931 年 133 頁

35) アジア歴史 HP「記念碑等建立ニ関シ内訓ノ件」JACAR Ref.C03027294700、明治 39 年「満大日記 9 月下」（防衛省防衛研究所）

36) 秘甲第 16 号神社局長依命内牒「招魂社創建に関する件」ここで祭神を靖国合祀者に限り、本殿と拝殿、鳥居の完備、300 坪以上の面積、戸主 50 人以上の出願人、資本金 2000 円以上か年平均 100 円以上の収益のある資産という厳しい条件を課している。

37) 大正 2 年 4 月 21 日内務省令第 6 号「官国弊社以下神社ニ関スル総則」及び大正 2 年 4 月 21 日社第 135 号通牒「大正二年内務省令第六号ニ関スル注意事項ノ一」

38) 安巳之吉編『現行神社法規綱要 前編』茨城県神職会 1919 年 61 頁などが「明治一九年内務省訓第三九七号ハ大正二年内務省令第六号施行ト同時ニ消滅」としている。

39) 文部省通牒大正 6 年 3 月 7 日発普 68 号「市町村立小学校敷地内ヲ記念碑等ノ永久的建設物ニ使用スル場合ハ小学校設備ニ関スル規定中相当規定ヲ設ケ取締方」

40) 『小谷小学校百年誌』湖北町立小谷小学校百年誌編集委員会 1975 年 91 ～ 94 頁

41) アジア歴史 HP「戦利兵器下附の件」JACAR Ref.C03011966900、永存書類乙集第 2 類第 4 冊 大正 13 年（防衛省防衛研究所）

42) 前掲昭和 13 年 2 月 16 日警保局警発甲第 14 号

43) アジア歴史 HP「表紙・目次」JACAR Ref.A20040076700、内閣通牒（国立公文書館）1939 年『大日本忠霊顕彰会会報 第一号』大日本忠霊顕彰会発会式次第

44) 岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』大月書店 1989 年 114 頁

45) 昭和 14 年 2 月 2 日警保局警発第 10 号「支那事变ニ関スル碑表建設ノ件」

46) 昭和 14 年 4 月 4 日社兵第 1149 号山口県学務部長照会『最新神社法令要覧』京文社 1941 年 343 頁

47) 『神社法』武若時一郎著 良書普及会 1943 年 72 頁

48) 前掲『悲しみを越えて 英霊と遺族の記録 11』94 ～ 95 頁、『同 4』143 頁